

第2部 災害予防計画

第 1 章 防災に関する調査研究計画

第 1 節 災害危険区域等に関する調査

各機関は、毎年市防災会議が指定する期日までに次の事項について調査報告する。

1 危険区域の調査

災害において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるようにあらかじめ災害危険区域を調査する。

調査事項は、概ね次のとおりである。

- (1) 浸水、冠水のおそれのある地域
- (2) 地滑り、崖崩れのおそれのある場所
- (3) その他危険が予想される事項

2 事業の実施計画

防災の対策となる施設のうち、当該年度の実施計画を、震災編第 2 部「災害予防計画」編成順にとりまとめ報告する。

3 報告

- (1) 各機関の危険区域の調査及び事業計画は、市防災会議事務局（総務部総務防災課）に報告する。
- (2) 本市における河川重要水防箇所は、次のとおり。

平成19年度 河川重要水防箇所一覧表

河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	都及び市		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当 土木事務所		
多摩川	旧川跡	要注	左	狛江市中和泉	24.4上 100～ 24.2上 50	250	旧川跡	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	月の輪
多摩川	水衝・洗掘	B	左	狛江市元和泉	23.4～ 23.0上 100～	300	水衝部 (河床部 深掘れ)	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	木流し ・表筵張り
多摩川	堤防断面	B	左	狛江市駒井町	22.0～ 21.2	800	断面不足 (1/2以上)	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	築きまわし
多摩川	法崩れ ・スベリ	B	左	狛江市猪方	22.7～ 22.0	700	法崩れ又は すべり発生 のおそれ	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	—

重要水防箇所指定基準

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高（流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間にあつては計画潮位）が現況の堤防高を超える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間にあつては計画潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所	
水衝・洗掘	水衝部のある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未実施の箇所 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 波浪による河岸の欠損等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	水衝部のある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所	
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防では、築造後3年以内の箇所 破堤跡又は旧川跡の箇所

第2節 防災に関する調査研究

各機関は、防災に必要な調査研究を行い、相互にその成果及び資料を交換し、市域に係る総合的かつ計画的な防災計画の整備を推進する。

第2章 河川防災計画

第1節 河川の現況

1 多摩川

多摩川は、新河川法の発足により、昭和41年に1級河川に指定され、河口から青梅市万年橋まで国土交通大臣が管理することとされている。

2 野川

市域内の整備事業が進捗し、昭和60年度に時間雨量50mmに対応できるまで整備された。市域内は、都北多摩南部建設事務所が担当することとされている。

第2節 洪水ハザードマップの作成と公表

1 方針

本市の水害対策は、対応が可能な施策について早急に実施するものとし、河川、下水道施設等のハード対策の推進を図るとともに、関係機関の連携のもと、被害を軽減するためのソフト対策を推進する。

2 浸水想定区域の公表

多摩川水系は河川整備計画に基づいて治水等の事業を進めてきているが、昭和49年9月の台風16号により計画高水流量に匹敵する洪水被害を受けて、計画高水流量の改訂を行っている。

また、多摩川において破堤氾濫が発生した場合、壊滅的な被害が予想され経済社会活動に甚大な影響を与えることが懸念されるため、超過洪水対策として昭和63年に工事实施基本計画に高規格堤防の整備を位置づけている。

国土交通省京浜河川事務所では、ソフト面の危機管理対策といった観点から、多摩川流域で200年に1回程度の確率で発生する規模の大雨（2日間に総雨量457mmの降雨）が降り、これにより、多摩川の堤防が破堤した場合に想定される浸水状況を地図上に示した浸水想定区域図を平成14年2月に公表した。

さらに、平成12年9月に発生した東海豪雨の経験などから、平成13年7月に水防法が一部改正され、水害に対して日頃から準備し洪水時に円滑かつ迅速な避難行動が行えるよう、洪水ハザードマップ（避難情報地図）の作成をはじめとした取り組みを区市町村に求めた。

3 洪水ハザードマップの作成と公表

市では、多摩川・野川の浸水想定区域図をもとに、平成18年度において狛江市洪水ハザードマップを作成し、全戸に配布した。

このハザードマップには、多摩川・野川の浸水想定区域及び浸水深、避難所、避難方向、災害時の対応方法などを掲載し、市民が事前に災害危険や対応方法などを認識できるよう啓発に取り組む。

4 洪水ハザードマップ作成に伴う新たな課題

市では、今回の洪水ハザードマップ策定過程から、多摩川の洪水浸水想定に基づく避難対策を検討した結果、浸水区域外の市内の既存避難所(補完利用施設も含む。)では避難者数の約半分しか対応できないことが判明した。このため、具体的な避難方法の検討、近隣区市の避難所への避難、そのための応援協定の見直し等、新たな課題の解決に努める必要がある。

第3章 都市的施設等に関する計画

第1節 通信施設防災計画

1 計画方針

非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、特に風水害を中心として通信の疎通維持、電気施設設備等の防護復旧のため、迅速かつ的確な措置を行えるよう、設備ごとの予防措置を講じ、万全を期する。

2 災害予防体制

(1) 東日本電信電話(株)東京南

- ① 災害が発生するおそれがある場合は、事前に電気通信設備の監視、点検等を行い通信に支障のないように措置のとれる体制を整えている(特別保守体制)。
- ② 災害を未然に防止するため、次の事項の防災設計を行っている。
 - ア 豪雨、洪水等のおそれのある地域の電気通信設備等の耐水構造化
 - イ 暴風、豪雪等のおそれのある地域の電気通信設備等の耐風耐雪構造化
- ③ 主要な電気通信設備等について予備電源設備を設置する。
- ④ 災害が発生した場合において通信を確保するため、基幹伝送路は、区間により多ルート伝送路化並びに有線及び無線の利用により補完の措置をとる。
- ⑤ 災害が発生した場合において通信を確保し、被害を迅速に復旧するため、次の事項の災害対策用機器、車両等を配備する。
 - ア 各種無線機等
 - (ア) ポータブル衛星通信装置
 - (イ) 災害復旧用無線機TZ-403
 - イ 移動電源車、携帯用ガソリン機関発電機及び予備電源装置
 - ウ 設備復旧のための各種工事車両
 - エ その他復旧用資器材
- ⑥ 災害が発生した場合において通信を確保するため次の各号についてあらかじめ応急措置計画を定める。
 - ア 特設公衆電話の設置、加入者地下ケーブルの迂回等の措置
 - イ 回線の切替え、中継順路の変更、発信規制等の疎通措置
 - ウ 災害対策用無線及び移動無線車の運用
 - エ 非常用移動交換装置の発動
 - オ 移動電源車等の発動
- ⑦ 災害が発生し、又は発生のおそれのある場合、災害対策活動を円滑にするため職員の非常配置、非常招集方法及び部内外他機関への応援要請方法を定める。
- ⑧ 災害応急対策を円滑にするため、緊急に必要な施設用、事務用、設営用等の資材及び物資を備蓄する。

(2) 日本郵政公社狛江郵便局

- ① 郵便物の運送、収集及び配達確保を図るため、車両等の運送、集配施設及び用具の整備に努める。
- ② 郵便局舎における防災設備の整備及び災害時における応急復旧に必要な資材及び用品の備蓄等の措置をとる。

3 事業計画

(1) 東日本電信電話(株)東京南

- ① 既設交換ビル等施設の防水対策は、完了しているが、定期的点検調査により維持メンテナンスを行う。
- ② 新設される施設等は、耐震、耐水及び耐火の堅ろうな構造物とする。
- ③ 防災上、地下化が望ましい区間の架空ケーブルについては地下化を推進する。
- ④ 同軸、市外及び市内地下ケーブル等は永久ガス封入方式、乾燥空気連続供給方式等で、防災上の配慮を行っているが、不良施設については、積極的に毎年度整備工事を計画実施し、信頼性の向上を図る。
- ⑤ 弱体管路等の不良地下施設の設備更改を毎年度計画実施して地下施設の強化を図る。

(2) 日本郵政公社狛江郵便局

郵便局郵便庁舎の不燃堅ろう化その他の改善計画を推進する。

第2節 電気及びガス施設防災計画

1 計画方針

電気、ガス等の施設の災害の未然防止又は早期発見に努め、社会公共施設としての機能を維持する。

2 電気施設(東京電力(株)武蔵野支社)

(1) 水害対策

① 送電設備

ア 架空電線路

土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所へのルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。

イ 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

② 変電設備

浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は基本的にかさあげを行うが、かさあげ困難なものは、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

各設備とも、計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

(3) 雪害対策

① 送電設備

鉄塔にはオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は耐張型にするとともに、降雪期前に樹木の伐採を行う。着雪しやすい地域の電力線及び架空地線には難着雪対策（リング等）を施す。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により災害の防止又は拡大防止に努める。

② 配電設備

配電線の太線化、縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等を行うとともに、降雪期前に樹木の伐採を行う。

(4) 雷害対策

① 送電設備

架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のためのクランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

② 変電設備

避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷しゃへいを行う。また、重要系統の保護継電装置を強化する。

③ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取付け対処する。

3 ガス施設（東京ガス㈱西部支店）

ガス施設防災計画は、震災編第2部第2章第3節4「ガス施設」を準用する。

第3節 上下水道施設防災計画

上下水道施設防災計画は、震災編第2部第2章第2節1「水道施設」及び2「下水道施設」を準用する。

第4節 危険物等保安計画

危険物等保安計画は、震災編第2部第3章第1節「出火の防止」を準用するが、狛江消防署、調布警察署及び多摩府中保健所は、各所轄の危険物等施設に対し、立入検査を随時実施するほか、季節等も考慮し、次のとおり実施する。

- 1 風災に対しては、台風時期又は春期季節到来期前に実施する。
- 2 水害に対しては、梅雨及び台風到来以前に実施する。

3 火災については、冬期前に実施する。

また、防災管理者又は危険物等取扱者に各種災害に対応する防災計画を作成し、これに基づき、災害時の緊急措置として連絡通報、応急措置等の訓練を実施させる。

第5節 道路防災計画

震災編第2部第1章第2節「道路・橋りょうの整備」を準用する。

第6節 交通施設防災計画

震災編第2部第2章第2節6「交通施設」を準用する。

第7節 建造物等防災計画

震災編第2部第2章第1節「建築物の耐震・不燃化」を準用する。

第4章 訓練及び防災知識の普及

第1節 防災訓練の充実

災害対策基本法に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害を未然に防止し、又は被害を最小限に止めるよう、市の地域における防災活動の円滑な実施を期するため、各応急対策計画に習熟するための個別訓練について、実施方法等必要な事項について定める。

第2節 水防訓練計画

1 方針

水防法及び同法に基づく都水防計画に準拠し、市地域防災計画の一環として、市内の溢水、堤防決壊による氾濫等有事における水防工法の完全な習得を目的として、狛江消防署その他の防災機関の指導及び協力を得て水防訓練を実施する。

2 実施要領

(1) 訓練項目

次の全部又は一部を訓練統括者が選択し、実施する。

- ① 部隊編成訓練
- ② 情報通信訓練
- ③ 本部運営訓練
- ④ 水防工法訓練(土のう作り、積土のう、鋼板防護等)
- ⑤ 救助・救急訓練
- ⑥ 浸水地水災防ぎょ訓練
- ⑦ その他水災時の活動に必要な訓練

(2) 参加機関

市、狛江消防署、市消防団、関係防災機関などとする。

なお、状況により東京消防庁本庁や近隣市との合同による訓練も考慮する。

(3) 実施回数

原則として年1回以上(台風シーズン前)実施する。

3 消防団員等の知識の高揚

上級機関等の行う水防演習及び訓練には、幹部団員等を派遣し、水防工法等の知識の高揚に努める。

第3節 防災知識の普及

1 防災広報

機 関	内 容
市及び 泊江消防署	<p>広報活動 市民及び事業所の風水害に対する知識の普及及び防災意識の高揚を図るため、各種広報活動を推進する。</p> <p>(1) 広報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 台風、高潮、集中豪雨に関する一般知識 ② 家庭での風水害対策 ③ 避難するときの注意 ④ 地下空間における緊急的な浸水に対する心得 ⑤ 土砂災害に対する心得 ⑥ 台風時の風に対する対策 ⑦ 災害情報の入手方法 ⑧ 応急救護の方法 ⑨ 自主防災組織の育成方法及び防災行動力の向上方法 ⑩ 災害時要援護者の支援対策 <p>(2) 広報手段 チラシ、小冊子等の広報印刷物、ホームページを利用し、防災知識、応急救護の知識の普及及び防災行動力の向上を図る。</p>

2 防災教育

機 関	内 容
市及び 泊江消防署	<p>1 防災知識の普及啓発 児童生徒を対象とした「はたらく消防の写生会」等の開催や防火ポスターの募集を行い、防災思想の普及を図るとともに、地域住民に対しては、自治会等を単位とした講演会・座談会及び映画会等を開催し防災意識の啓発を図る。</p> <p>2 応急救護知識及び技術の普及 市民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当等の指導員を養成し、自主救護能力の向上を図る。</p> <p>3 地域住民を対象とした組織の育成 自主防災組織、女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブ等の育成を図り、それぞれの対象に合わせた防災教育を推進し、防災意識と防災行動力の向上を図る。</p> <p>4 都民防災教育センターの活用及び整備 市民、自主防災組織のリーダー、事業所の防災担当者等を対象として防災に関する知識や応急救護技術などの実践的な行動力を体験できる都民防災教育センターの活用及び整備を図る。</p> <p>5 事業所防災意識の高揚 事業所における風水害被害の軽減を図るには、管理権原者や防火管理者等に対し、その重要性を認識させる必要があることから、防火管理者資格講習や消防計画作成時等をとらえ、防災意識の高揚を図る。</p>

	<p>6 防災教育の推進</p> <p>市と連携を図り、市民の防災教育を推進する。</p> <p>(1) 過去に発生した災害に関する情報、浸水予測区域図、洪水ハザードマップ等を参考として、地域の危険性や避難所、避難経路等の避難情報などについて、周知、徹底を図る。</p> <p>(2) 家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。</p>
--	--

第4節 警備訓練（調布警察署）

1 方針

風水害に関する各級幹部の指揮、指導能力の養成と一般部隊等の災害警備訓練を実施し、災害時における警備体制の確立を図る。

2 実施要領

実施要領は、警備部において具体的に定める。

(1) 実施時期及び場所

実施時期は、警視庁警備部が指定する時期とする。場所は、その都度定める。

(2) 訓練の種類

① 幹部訓練

ア 実施方法

機動隊及び警察署の幹部を対象に実施する。

イ 訓練項目

- (7) 部隊指揮方法
- (イ) 水防工法
- (ウ) 救命索操作要領
- (エ) 舟艇操法(船外機操法を含む。)
- (オ) 避難誘導
- (カ) 照明資器材の操作要領

② 一般部隊訓練

ア 実施方法

機動隊及び各警察署を対象に、関係機関の協力を実施する。

イ 訓練項目

- (7) 救助活動
- (イ) 避難誘導
- (ウ) 広報活動
- (エ) 水防工法
- (オ) 交通制限
- (カ) 舟艇操作法
- (キ) 通信訓練

(ク) アイソトープの取扱い

第5節 市民自主避難訓練

1 方針

風水害、突発的災害等各種災害発生時の地域住民の円滑な避難を確立するため地域住民の組織する自主防災組織により、ハザードマップが定める避難場所への避難経路や避難方法等の避難行動について地域ごとに訓練を行うよう努める。

2 対象地域

避難訓練の対象地域は、主として多摩川・野川の浸水想定区域内であるが、下水道の整備水準を超える集中豪雨等を考慮して、自主防災組織や自治会、地域の社会福祉団体等の意見を踏まえて定めるものとする。

第5章 防災知識普及計画

震災編第2部第4章第1節「防災意識の高揚」を準用する。